

## 「盗難通帳による払出しおよび口座不正利用への対応」の調査結果

「盗難通帳による払出し」や「振り込め詐欺等による口座不正利用」の犯罪が社会問題化し、金融機関における預金口座管理のあり方が注目されていることから、本会では信用金庫業界の「盗難通帳による払出し件数・金額」および「口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況」を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：261金庫	調査基準時期：平成30年9月末時点
------------	-------------------

### 1. 盗難通帳等による払出し件数・金額等（注1） （平成12年度～平成27年度）

顧客からの申出時期	件数（件）	金額（万円）
平成12年度	133	26,429
平成13年度	127	24,220
平成14年度	169	30,445
平成15年度	181	24,549
平成16年度	130	15,155
平成17年度	102	9,520
平成18年度	63	4,014
平成19年度	40	5,456
平成20年度	24	3,236
平成21年度	34	1,761
平成22年度	25	2,061
平成23年度	16	1,997
平成24年度	18	1,470
平成25年度	26	2,636
平成26年度	21	3,199
平成27年度	14	2,408

### （平成28年度～）

顧客からの申出時期	個人顧客		法人顧客	
	件数（件）	金額（万円）	件数（件）	金額（万円）
平成28年度	11	328	0	0
平成28年 4月～6月末	3	188	0	0
7月～9月末	2	40	0	0
10月～12月末	3	27	0	0
平成29年 1月～3月末	3	73	0	0
平成29年度	13	395	0	0
平成29年 4月～6月末	0	0	0	0
7月～9月末	4	154	0	0
10月～12月末	9	241	0	0
平成30年 1月～3月末	0	0	0	0
平成30年度	5	330	1	18
平成30年 4月～6月末	4	321	1	18
7月～9月末	1	9	0	0

**※盗難通帳等による払出しにかかる補償件数等について  
(平成 28 年度～)**

顧客からの申出時期	個人顧客		
	①対応方針決定済件数(件)	②うち補償件数(件)	補償率 ②÷①
平成 28 年度	3	3	100.0%
平成 28 年 4 月～ 6 月末	0	0	—
7 月～ 9 月末	1	1	100.0%
10 月～12 月末	1	1	100.0%
平成 29 年 1 月～ 3 月末	1	1	100.0%
平成 29 年度	8	4	50.0%
平成 29 年 4 月～ 6 月末	0	0	—
7 月～ 9 月末	3	0	0.0%
10 月～12 月末	5	4	80.0%
平成 30 年 1 月～ 3 月末	0	0	—
平成 30 年度	0	0	—
平成 30 年 4 月～ 6 月末	0	0	—
7 月～ 9 月末	0	0	—

(注 1) 「盗難通帳等による払出し」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」との申出があり、実際に預金が払い出されているもの。

(注 2) 「申出時期」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」と申出があった時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

2. 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況（注1）（注2）

	①警察（件）	②都道府県・財務局等（件）	③その他（件）
平成15年度	1,506	313	482
平成16年度	3,656	73	613
平成17年度	3,026	30	461
平成18年度	3,271	49	388
平成19年度	4,685	82	545
平成20年度	5,037	73	699
平成21年度	3,677	69	406
平成22年度	3,442	96	394
平成23年度	4,321	79	579
平成24年度	4,606	66	432
平成25年度	4,034	19	380
平成26年度	3,724	17	276
平成27年度	3,543	17	208
平成28年度	4,029	9	260
平成28年 4月～6月末	874	2	64
7月～9月末	942	3	49
10月～12月末	1,105	2	76
平成29年 1月～3月末	1,108	2	71
平成29年度	4,667	47	275
平成29年 4月～6月末	1,148	4	76
7月～9月末	1,148	6	81
10月～12月末	1,327	28	61
平成30年 1月～3月末	1,044	9	57
平成30年度	3,013	11	135
平成30年 4月～6月末	1,724	4	70
7月～9月末	1,289	7	65

（注1）「口座不正利用」とは、「ヤミ金融業者の返済金振込口座(出資法違反等)」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座(詐欺)」、「いわゆる「オレオレ詐欺」における振込口座(詐欺)」等、法令や公序良俗に違反する行為に金融機関の預金口座が利用されること。

（注2）件数は、原則として口座単位。

（注3）「強制解約等」欄のカッコ内は、強制解約をした件数のうち、当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座についてその後、強制解約に至った件数。

（注4）「合計」は、「利用停止件数」＋「強制解約等件数」－「既口座利用停止件数（「強制解約等」欄のカッコ内）」により算出。

以 上

## 「偽造キャッシュカードによる預金払出し等」に関する調査結果（注1）

偽造キャッシュカードによる預金の払出し等（キャッシュカードの磁気記録情報を読み取った第三者が偽造カードを複製・使用するもの）の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：261金庫

調査基準時期：平成30年6月末時点

### （平成13年度～平成27年度）

期 間	件数（件）	金額（千円）
平成13年度	0	0
平成14年度	1	1,609
平成15年度	8	9,350
平成16年度	23	54,988
平成17年度	81	69,994
平成18年度	23	14,163
平成19年度	16	11,238
平成20年度	32	47,087
平成21年度	14	25,435
平成22年度	7	3,123
平成23年度	12	9,789
平成24年度	39	45,063
平成25年度	2	780
平成26年度	2	4,000
平成27年度	6	5,640

### （平成28年度～）

期 間	個人顧客		法人顧客	
	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成28年度	0	0	0	0
平成28年 4月～6月末	0	0	0	0
7月～9月末	0	0	0	0
10月～12月末	0	0	0	0
平成29年 1月～3月末	0	0	0	0
平成29年度	8	16,081	0	0
平成29年 4月～6月末	0	0	0	0
7月～9月末	0	0	0	0
10月～12月末	8	16,081	0	0
平成30年 1月～3月末	0	0	0	0
平成30年度	1	813	0	0
平成30年 4月～6月末	0	0	0	0
7月～9月末	1	813	0	0

※偽造キャッシュカードによる預金払出しにかかる補償件数等について  
(平成28年度～)

期 間	個人顧客			法人顧客		
	①対応方針決定済件数(件)	②うち補償件数(件)	補償率 ②÷①	①対応方針決定済件数(件)	②うち補償件数(件)	補償率 ②÷①
平成28年度	0	0	—	0	0	—
平成28年 4月～6月末	0	0	—	0	0	—
7月～9月末	0	0	—	0	0	—
10月～12月末	0	0	—	0	0	—
平成29年 1月～3月末	0	0	—	0	0	—
平成29年度	8	8	100.0%	0	0	—
平成29年 4月～6月末	0	0	—	0	0	—
7月～9月末	0	0	—	0	0	—
10月～12月末	8	8	100.0%	0	0	—
平成30年 1月～3月末	0	0	—	0	0	—
平成30年度	1	1	100.0%	0	0	—
平成30年 4月～6月末	0	0	—	0	0	—
7月～9月末	1	1	100.0%	0	0	—

(注1) アンケート結果は、自金庫のお客さま(預金者)から申出があり、ジャーナルを確認した結果、偽造キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは偽造カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。

以下の理由があった場合には、判明した以降の調査時点で修正。

①追加の被害が判明、または偽造キャッシュカードによる被害ではないと判明した場合

②被害が別途計上されていたものを預金名義人単位で名寄せした場合 等

(注2)「期間」とは、偽造キャッシュカードによる預金等引出しが発生した時期。

(注3)「件数」は、原則として預金名義人単位。

以 上

## インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる 預金の不正引出し等に関する調査結果

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる預金の不正引出し等の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：261 金庫 調査基準時期：平成 30 年 9 月末時点

### 1. インターネット・バンキングによる預金引出しについて（注1） （平成 18 年度～平成 27 年度）

期 間（注2）	件数（件）（注3）	金額（千円）
平成 18 年度	2	4,860
平成 19 年度	11	11,990
平成 20 年度	6	2,380
平成 21 年度	8	2,480
平成 22 年度	6	6,935
平成 23 年度	18	70,790
平成 24 年度	4	6,573
平成 25 年度	14	8,532
平成 26 年度	108	352,828
平成 27 年度	122	449,570

### （平成 28 年度～）

期 間	個人顧客		法人顧客	
	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成 28 年度	27	29,111	21	77,960
平成 28 年 4 月～ 6 月末 （二次送金等被害（注4））	5 (0)	3,975 (0)	0 (0)	0 (0)
7 月～ 9 月末 （二次送金等被害（注4））	4 (0)	4,060 (0)	1 (0)	980 (0)
10 月～12 月末 （二次送金等被害（注4））	9 (0)	15,162 (0)	15 (0)	71,233 (0)
平成 29 年 1 月～ 3 月末 （二次送金等被害（注4））	9 (0)	5,914 (0)	5 (0)	5,747 (0)
平成 29 年度	9	14,736	17	140,014
平成 29 年 4 月～ 6 月末 （二次送金等被害（注4））	6 (0)	12,409 (0)	6 (0)	48,923 (0)
7 月～ 9 月末 （二次送金等被害（注4））	1 (2)	1,637 (2,100)	3 (0)	7,217 (0)
10 月～12 月末 （二次送金等被害（注4））	0 (0)	0 (0)	5 (0)	12,793 (0)
平成 30 年 1 月～ 3 月末 （二次送金等被害（注4））	2 (0)	690 (0)	3 (0)	71,081 (0)
平成 30 年度	5	6,780	2	17,854
平成 30 年 4 月～ 6 月末 （二次送金等被害（注4））	1 (0)	470 (0)	2 (0)	17,854 (0)
7 月～ 9 月末 （二次送金等被害（注4））	4 (0)	6,310 (0)	0 (0)	0 (0)

※インターネット・バンキングによる預金引出しにかかる補償件数等について  
(平成28年度～)

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済件数(件)	②うち補償件数(件)	補償率 ②÷①
平成28年度	23	21	91.3%
平成28年 4月～6月末	5	5	100.0%
7月～9月末	0	0	—
10月～12月末	9	7	77.8%
平成29年 1月～3月末	9	9	100.0%
平成29年度	9	8	88.9%
平成29年 4月～6月末	6	6	100.0%
7月～9月末	1	1	100.0%
10月～12月末	0	0	—
平成30年 1月～3月末	2	1	50.0%
平成30年度	4	3	75.0%
平成30年 4月～6月末	1	1	100.0%
7月～9月末	3	2	66.7%

- (注1) 対象となる「インターネット・バンキングによる預金引出し」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、その時点で当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動されている等、本人以外による預金の不正な払戻しが発生しており、不正な資金移動後、実際に不正利用者により預金が払い出されたケースをカウント。
- (注2) 「期間」とは、当該事案について、不正な資金移動が発生した時期。
- (注3) 「件数」は、原則として預金者名義人単位。

2. 盗難キャッシュカードによる預金引出し等について（注1）  
（平成18年度～平成27年度）

期 間（注2）	件数（件）（注3）	金額（千円）
平成18年度	217	96,058
平成19年度	333	159,592
平成20年度	310	150,910
平成21年度	347	195,998
平成22年度	467	333,997
平成23年度	369	254,614
平成24年度	196	132,336
平成25年度	148	91,310
平成26年度	143	120,197
平成27年度	190	187,436

（平成28年度～）

期 間	個人顧客		法人顧客	
	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
平成28年度	321	252,174	2	141
平成28年 4月～6月末	50	39,078	1	60
7月～9月末	48	36,963	0	0
10月～12月末	94	80,821	1	81
平成29年 1月～3月末	129	95,312	0	0
平成29年度	1,290	887,844	5	4,030
平成29年 4月～6月末	216	146,129	0	0
7月～9月末	314	234,548	2	3,000
10月～12月末	361	246,580	1	330
平成30年 1月～3月末	399	260,587	2	700
平成30年度	749	491,258	3	3,564
平成30年 4月～6月末	367	239,810	2	3,564
7月～9月末	382	251,448	1	0

**※盗難キャッシュカードによる預金引出し等にかかる補償件数等について  
(平成28年度～)**

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済件数(件)	②うち補償件数(件)	補償率 ②÷①
平成28年度	308	197	64.0%
平成28年 4月～6月末	44	27	61.4%
7月～9月末	47	31	66.0%
10月～12月末	92	61	66.3%
平成29年 1月～3月末	125	78	62.4%
平成29年度	1,238	703	56.8%
平成29年 4月～6月末	214	114	53.3%
7月～9月末	301	175	58.1%
10月～12月末	347	191	55.0%
平成30年 1月～3月末	376	223	59.3%
平成30年度	605	252	41.7%
平成30年 4月～6月末	347	153	44.1%
7月～9月末	258	99	38.4%

(注1) 対象となる「盗難キャッシュカードによる預金引出し等」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、ジャーナル等を確認した結果、盗難キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは盗難カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをいう。なお、紛失キャッシュカードによる預金引出し等は除くので留意する。

(注2) 「期間」とは、盗難キャッシュカードにより預金引出し等が発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金者名義人単位。

以 上